

(参考資料)

## ○集合住宅減算における利用者数の算出方法 (事業所と非同一建物及び非隣接の集合住宅の入居者へのサービス提供の場合)

・各日の利用者数については、各日にサービス提供を受けた者の合計数ではなく、同一集合住宅で当該訪問系サービス事業所と契約している入居者の数となる。(当該月にサービス受給が全くない者は除く。)

・下記の例においては1日平均(小数点以下切捨)の契約者数が20人以上となるため当月は減算の対象となる。

日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	延人数	平均 (小数点以下切捨)
入居者数	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	28	28	28	28	28	28	28	28	29	29	29	862	28
訪問系サービス 契約者数	21	21	21	21	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	645	21
各日のサービス 提供者数	15	15	14	14	15	16	15	13	12	16	15	14	14	16	13	14	15	15	12	16	16	14	15	15	13	14	16	15	15	14	436	14

5日に入居者が新規契約

19日に入居者退居

入居者は増えたが訪問介護契約はなし

この人数で減算該当の有無を判断

(注意)

①新規に入居者が訪問介護等の契約を締結した場合は、契約当日からその人数を加える。

②入居者が退居、死亡した場合は、当該事由が発生した翌日からその人数を除外する。

③入居者の入院については、当該月にサービス提供が1日でもあれば、当該月は全ての日の利用者数にカウント